

京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第14号

京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 27の項に規定する事務の項中「別表第1 27」を「別表27」に改める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）